

編集後記

▽本誌25号編集中の三月、四月は、日の丸・君が代問題で大揺れに揺れているときに

した。尤も揺れているのは高等学校で、小・中学校では、県教育長が「定着しているので特別な指導はしない」と言っているように、抵抗が小さかったようです。

▽四月二日、三日の午後、婦人団体の代表二名と共に新発田市にある全高校（県立五校、私立一校）を訪問し、「日の丸・君が代の掲揚・斉唱をしないで下さい」という要請書を校長と分会長に手渡しました。

▽「新指導要領の内容のうち、教科書を使わないものは移行措置を行うよう指導されています。」「指導要領は法的性格を持っていて、校長不在ですからお預りしておきます。」予想された答えでした。反対が市民運動にまで高まっていな

いので、要請に迫力を欠いたのも致し方ないことでした。
▽二人の校長は態々玄関まで出て見送って下さいました。ある校長は「学校独

自で判断しますのでお返しします。」「判断の材料に使っていただけませんか。」後日、他の人に「大人気ない、儀礼的にも受け取るものですよ。」と言われて受け取ったそうです。

▽起立せぬ我らが上を君が代の歌声流る胸刻む痛み（4月22日県啄木祭記念歌会詠草、高校教師）を孤立させない市民運動の必要を痛感します。（若月又次郎）

▽予告しておきましたように、本号は「第五回、地域づくりと教育・文化運動全国交流研究」新潟集会の報告特集号としてお届けいたします。一部原稿の遅れや不備などのために、当初計画より大幅に発行が遅れてしまったことをお詫びいたします。

▽第四分科会「改訂学習指導要領と『臨教審』体制下の学校教育」の報告原稿はついに戴けないうございました。今日の情勢のもとで、この分科会ではたいへん重要な報告と討議が行われたに違いはないと思うのですが、執筆者に交替をしないでいただく時間的余裕もなく、残念ながら割

愛せざるを得ませんでした。

▽今次の新潟集会を、「地域づくりと教育・文化運動全国交流研究」のもつ今日的意義に位置づけてどう評価するかについては、藤岡、福島、大槻各先生方の論述がすでにありますが、改めて記念講演・基調報告・各分科会報告をお読みになつてどのような所見をおもちになつたでしょうか。みなさん方の忌憚のないご意見をお寄せいただくことができれば有り難いと思います。（片岡 弘）

にいがたの教育情報 No. 25

1990年5月25日発行

編集・発行 にいがた県民教育研究所
発行人 長崎 明

新潟市東中通1-86 山崎ビル2F

〒951 電話(025)228-2924

振替口座・新潟4-12332

印刷所 (有)あかつき印刷所

長岡市新産4-4-7

本誌内容の無断転載を禁じます。